

育児・介護雇用安定等助成金 (中小企業子育て支援助成金)

あなたの会社に初めて

育児休業取得者 又は **短時間勤務適用者**
が出た場合、支給されます。



中小企業子育て支援助成金は、一定の要件を備えた育児休業、短時間勤務制度を実施する中小企業事業主(従業員100人以下)に対して、育児休業取得者又は短時間勤務制度の適用者が初めて出た場合に助成金を支給することにより、中小企業での育児休業、短時間勤務制度の取得促進を図ることを目的としています。

中小企業子育て支援助成金の受給を希望する事業主の皆様へ

今まで、うちの会社では
誰も育児休業をとった人が
いないし…
短時間勤務をした人も
いないし…



でも、慣れた人に
辞められるのは困るし…。

でも、育児休業者がでると
人のやりくりが大変だし。

CHECK!!

こんなとき、中小企業子育て支援助成金を使ってみませんか？

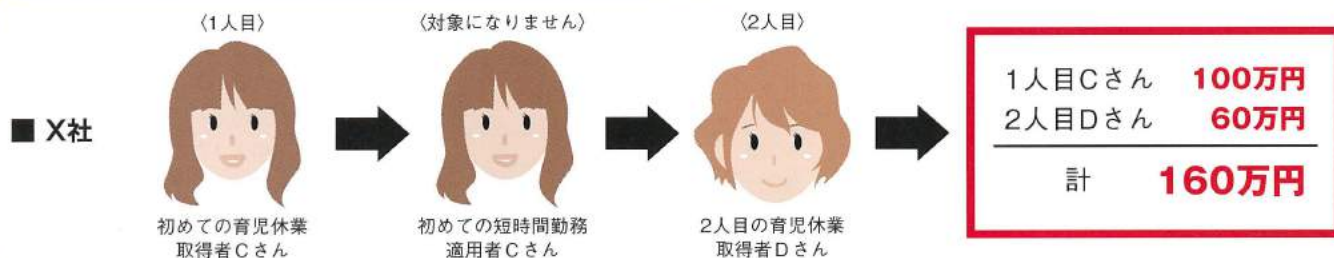
受給できる事業主 ◎ 次の全てに該当する雇用保険の適用事業主であることが必要です。

- ☐ 1. 常時雇用する労働者の数が100人以下であること。
- ☐ 2. 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。
- ☐ 3. 労働協約又は就業規則の規定の整備
 - (1) 育児休業取得に係る支給申請の場合 → 育児休業について規定があること。
 - (2) 短時間勤務適用に係る支給申請の場合 → 短時間勤務制度について規定があること。
- ☐ 4. 平成18年4月1日以降、初めて「育児休業取得者」又は「短時間勤務適用者」が出たこと。
(平成18年3月31日までに、「育児休業取得者」又は「短時間勤務適用者」のいずれかの対象労働者が1人でも出ている事業主は、支給対象となりません。)
- ☐ 5. 対象となる労働者は、以下の(1)又は(2)の要件を満たしていることが必要です。
 - (1) 対象となる育児休業取得者の要件
 - ① 休業取得期間：1歳までの子を養育するため平成18年4月1日以降、6か月以上育児休業※を取得したこと。
※育児休業(労働者に産後休業をした期間があり、かつ産後休業の終了後引き続き育児休業をした場合には、産後休業含め6か月以上。)
 - ② 復職後：職場復帰後6か月以上継続して雇用されていること。
 - (2) 対象となる短時間勤務適用者の要件
 - ① 平成18年4月1日以降、3歳未満の子について6か月以上次のいずれかの制度を利用したこと。
 - ② 対象となる短時間勤務制度：ア～ウのいずれかであること。なお、いずれの場合も在宅で就労する場合を除く。
 - ア：1日の所定労働時間を短縮する制度
(短時間勤務適用前に1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮していること。)
 - イ：週又は月の所定労働時間を短縮する制度
(短時間勤務適用前の1週当たりの所定労働時間が35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間数を1割以上短縮していること。)
 - ウ：週又は月の所定労働日数を短縮する制度
(短時間勤務適用前に1週当たりの所定労働日数が5日以上の方について、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮していること。)
- ☐ 6. 対象労働者の雇用保険の被保険者資格
 - (1) 育児休業取得者を子の出生の日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用していたこと。
 - (2) 短時間勤務適用開始日まで、「雇用保険の一般被保険者」として1年以上継続雇用していたこと。

受給できる額 ◎ 対象者が初めて出た場合に、2人目まで支給します。

	育児休業	短時間勤務 ※利用期間に応じ、次の①～③のとおり。
1人目	100万円	① 6か月以上1年以下 60万円 ② 1年超2年以下 80万円 ③ 2年超 100万円
2人目	60万円	① 6か月以上1年以下 20万円 ② 1年超2年以下 40万円 ③ 2年超 60万円

こんな場合は？ （平成18年4月1日以降）



支給対象となる期間

平成18年度から平成22年度までの間に育児休業又は短時間勤務を開始した労働者が出た事業主について、当該労働者が1頁5の(1)又は(2)の要件を満たした場合に支給対象となります。

〈但し、平成18年3月31日までに、「育児休業取得者」又は「短時間勤務適用者」のいずれかの対象労働者が1人でも出ている事業主は、支給対象となりません。〉

「常時雇用する労働者の数」とは・・・

支給申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者数(2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員とおおむね同等である者の数)

受給のための手続 ◎ 支給申請は、本社(人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所)で行ってください。

申請期間：受給できる事業主の要件を満たした日の翌日から3か月以内

- 育児休業の場合：6か月以上の育児休業又は産後休業と育児休業を続けて併せて6か月以上取得し、復職後6か月を経過した日の翌日から起算して3か月以内。
- 短時間勤務の制度の場合：短時間勤務の制度の利用開始後、6か月を経過した日の翌日から起算して3か月以内。

申請に必要な書類：育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)支給申請書

次の1～5の書類を添付してください。

1. 一般事業主行動計画策定・変更届(写)
2. 労働協約(写)又は就業規則(写)
育児休業取得者に関する支給申請については育児休業、短時間勤務適用者に関する支給申請については育児のための短時間勤務の措置が規定されていることが確認できる部分
3. 育児休業取得者に関する支給申請の場合
 - (1) 育児休業を取得したことを確認できる書類及び育児休業取得後職場復帰し、6か月以上継続して雇用されていることが確認できる書類
 - ・対象労働者に係る育児休業取得申出書(写)
 - ・母子健康手帳の子の出生を証明できる該当部分(写)
 - ・タイムカード(写)、出勤簿(写)、賃金台帳(写) 等
 - (2) 育児休業取得者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)
4. 短時間勤務適用者に関する支給申請の場合
 - (1) 短時間勤務の措置を6か月以上利用したことを確認できる書類及び対象労働者が短時間勤務の措置に係る子を養育していることを確認できる書類
 - ・対象労働者に係る短時間勤務の措置の利用期間の明示された申出書(写)
 - ・タイムカード(写)、賃金台帳(写) 等
 - ・健康保険証(写)、母子健康手帳の該当部分の(写) 等
 - (2) 短時間勤務適用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)
5. 本社等における直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び納付書・領収証書(写) 等

提出先：支給申請書等は、本社等の所在地を担当する(財)21世紀職業財団地方事務所に提出してください。

問い合わせ先

都道府県労働局雇用均等室では、育児・介護休業法に関する施行業務、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出に関する業務を行っています。

	郵便番号	都道府県労働局雇用均等室 所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
青 森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4211	017-777-7696
岩 手	020-0023	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館	019-604-3010	019-604-1535
宮 城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
秋 田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6684	018-862-4300
山 形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8228	023-624-8246
福 島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-536-4609	024-536-4658
茨 城	310-8511	水戸市宮町1-8-31	029-224-6288	029-224-6265
栃 木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
群 馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027-210-5009	027-210-5104
埼 玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6210	048-600-6230
千 葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
東 京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-3512-1611	03-3512-1555
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7380	045-211-7381
新 潟	951-8588	新潟市中央区川岸町1-56	025-234-5928	025-265-6420
富 山	930-8514	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル2階	076-432-2740	076-432-3959
	930-0008	富山市神通本町1-5-5 (平成19年11月移転予定)	076-432-2740	076-432-3959
石 川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4429	076-221-3087
福 井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
山 梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2859	055-225-2787
長 野	380-8572	長野市中御所1-22-1	026-227-0125	026-227-0126
岐 阜	500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル	058-263-1220	058-263-1707
静 岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-252-5310	054-252-8216
愛 知	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング	052-219-5509	052-220-0573
三 重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2318	059-228-2785
滋 賀	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-523-1190	077-527-3277
京 都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-0504	075-241-0493
大 阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6941-8940	06-6946-6465
兵 庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078-367-0820	078-367-3854
奈 良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0210	0742-32-0214
和歌山	640-8583	和歌山市中之島1518 和歌山MIDビル	073-421-6157	073-421-6158
鳥 取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1709	0857-29-4142
島 根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-31-1161	0852-31-1505
岡 山	700-8611	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
広 島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082-221-9247	082-221-2356
山 口	753-8510	山口市中原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083-995-0390	083-995-0389
徳 島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718	088-652-2751
香 川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8924	087-811-8935
愛 媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
高 知	780-8548	高知市南金田48-2	088-885-6041	088-885-6042
福 岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4894	092-411-4895
佐 賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7218	0952-32-7224
長 崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095-801-0050	095-801-0051
熊 本	860-0008	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
大 分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-532-4025	097-537-1240
宮 崎	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8827	0985-38-8831
鹿児島	892-0847	鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル	099-222-8446	099-222-8459
沖 縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3階	098-868-4380	098-869-7914

育児・介護休業法に関する厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/index.html>

次世代育成支援対策推進法に関する厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

問い合わせ先及び支給申請書の提出先

育児・介護雇用安定等助成金や両立支援事業に関することは下記の(財)21世紀職業財団地方事務所にお問い合わせ下さい。

	郵便番号	(財)21世紀職業財団地方事務所 所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0807	札幌市北区北7条西2丁目20 東京建物札幌ビル7階	011-707-6198	011-707-6199
青 森	030-0822	青森市中央1-25-3 青森共栄火災ビル4階	017-776-2028	017-776-2025
岩 手	020-0034	盛岡市盛岡駅前通8-17 小岩井・明治安田ビル4階	019-653-8681	019-653-8680
宮 城	980-0014	仙台市青葉区本町2-3-10 仙台北町ビル9階	022-214-2080	022-214-2520
秋 田	010-0951	秋田市山王6-10-9 猿田興業ビル1階	018-866-2100	018-866-2101
山 形	990-0039	山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル6階	023-642-2021	023-642-2006
福 島	960-8031	福島市栄町6-6 ユニックスビル8階	024-522-3030	024-522-3081
茨 城	310-0011	水戸市三の丸1-4-73 水戸三井ビル12階	029-226-2413	029-226-2740
栃 木	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル4階	028-643-3220	028-643-3381
群 馬	371-0026	前橋市大手町2-6-17 住友生命前橋ビル8階	027-223-2023	027-223-2013
埼 玉	330-0062	さいたま市浦和区仲町1-4-10 浦和商工ビル6階	048-824-7001	048-824-7009
千 葉	260-0013	千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階	043-225-2295	043-225-2080
東 京	113-0033	文京区本郷2-3-9 ツインビュー御茶ノ水ビル2階	03-3868-9601	03-3868-9607
神奈川	231-0005	横浜市中区本町1-3 綜通横浜ビル10階	045-224-8042	045-224-8037
新 潟	950-0087	新潟市中央区東大通2-5-1 KDX新潟ビル8階	025-249-5660	025-243-2172
富 山	930-0004	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル8階	076-444-1526	076-444-2022
石 川	920-0981	金沢市片町2-2-15 北国ビル8階	076-234-2040	076-234-2021
福 井	910-0005	福井市大手3-4-1 福井放送会館2階	0776-21-0581	0776-21-0582
山 梨	400-0031	甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2階	055-236-5271	055-236-5431
長 野	380-0824	長野市南石堂町1282-16 三井生命長野ビル6階	026-223-4521	026-223-4524
岐 阜	500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階	058-266-5033	058-266-5031
静 岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町11-17 桜井・第一共同ビル6階	054-205-2050	054-205-2100
愛 知	450-0002	名古屋市市中村区名駅3-22-8 大東海ビル7階	052-586-7222	052-586-7225
三 重	514-0004	津市栄町2-380 HOWAビル津4階	059-228-2300	059-228-2304
滋 賀	520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル2階	077-523-5141	077-523-5249
京 都	600-8492	京都市下京区四条新町東入ル月鉾町62 住友生命京都ビル6階	075-213-2093	075-213-2092
大 阪	541-0054	大阪市中央区南本町1-8-14 堺筋本町ビル3階	06-6262-2151	06-6262-2154
兵 庫	650-0032	神戸市中央区伊藤町119 三井生命神戸三宮ビル11階	078-393-8311	078-393-8322
奈 良	630-8115	奈良市大宮町6-9-1 新大宮ビル5階	0742-36-6777	0742-36-6778
和歌山	640-8341	和歌山市黒田84-1 阪和第1ビル4階	073-475-1765	073-475-1766
鳥 取	680-0846	鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル6階	0857-29-0314	0857-24-2102
島 根	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6階	0852-24-2300	0852-24-2141
岡 山	700-0826	岡山市磨屋町10-20 磨屋町ビル6階	086-227-2021	086-227-2880
広 島	730-0017	広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル5階	082-224-2001	082-224-2003
山 口	753-0074	山口市中央5-7-3 アクサ山口ビル1階	083-923-2041	083-923-2274
徳 島	770-0841	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル11階	088-655-7771	088-655-6641
香 川	760-0023	高松市寿町1-1-12 パシフィックシティ高松7階	087-822-2027	087-822-2023
愛 媛	790-0001	松山市一番町1-15-2 松山一番町ビル6階	089-921-5660	089-921-5722
高 知	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビル6階	088-823-2667	088-823-2540
福 岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビル9階	092-431-7701	092-431-7702
佐 賀	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル4階	0952-28-4621	0952-28-4721
長 崎	850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館10階	095-827-1262	095-827-1263
熊 本	860-0806	熊本市花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル2階	096-324-2297	096-324-2104
大 分	870-0035	大分市中央町2-9-24 三井生命大分ビル3階	097-538-7755	097-538-7756
宮 崎	880-0806	宮崎市広島2-10-20 坂下ビル6階	0985-20-2019	0985-20-2027
鹿児島	890-0053	鹿児島市中央町9-1 鹿児島中央第一生命ビル3階	099-259-7815	099-259-7832
沖 縄	900-0015	那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル5階	098-869-9076	098-866-7789

(財)21世紀職業財団のホームページ <http://www.jiwe.or.jp/>